

仕様書

1 業務名

令和7年度歩行喫煙及び散乱物状況調査業務

2 業務概要

札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例の施行後の状況を把握するため、喫煙制限区域内の歩行喫煙状況調査及び散乱物状況調査を実施する。

3 履行期間

契約締結日から令和7年12月19日（金）までとする。

4 調査種別

歩行喫煙状況調査及び散乱物状況調査

(1) 歩行喫煙状況調査

歩行者通行量及び路上喫煙者数を集計する。

(2) 散乱物状況調査

歩行通行量の観測地点で捨てられている物を種類別に採取・集計する。

5 調査地点

以下の12地点とする（別紙参照）。なお、(7)～(12)の具体的な調査地点は、契約締結後に委託者が別紙のとおり指示することとする。

- (1) 旧ピヴォ前（南2条西4丁目）
- (2) 狸小路2丁目（南2・3条西2丁目）
- (3) 札幌グランドホテル向かい（北1条西3丁目）
- (4) 北洋銀行札幌駅南口支店前（北4条西4丁目）
- (5) 札幌駅北口前（北7条西3・4丁目）
- (6) COCONO SUSUKINO北側（南4条西4丁目）
- (7) 大通公園西5丁目以西①
- (8) 大通公園西5丁目以西②
- (9) 創成川公園①
- (10) 創成川公園②
- (11) 喫煙制限区域外（西側）①
- (12) 喫煙制限区域外（西側）②

6 調査日等

契約締結日から11月20日までのうち、事業廃棄物課の担当者と事前協議の上で以下の2日間を設定する。ただし、契約締結日から10月5日までを除く。また、その他、調査地点等にて大規模なイベントが開催される日程を除く。なお、雨天時は調査を延期することとし、雨天延期を考慮した上で余裕のある計画を立てること。

- (1) 月曜日から木曜日までのいずれか1日間。ただし、祝日の前日を除く。上記12地点全てについて同一日程で調査すること。
- (2) 土曜日、日曜日又は祝日のうちいずれか1日間。上記12地点全てについて同一日程で調査すること。

7 調査項目

(1) 歩行喫煙状況調査

8：00～20：00の連続12時間について、歩行者の通行量を1時間ごとに集計する。歩行者は次の4項目で区分し、計24分類でカウントする。

- ・ 性別：2区分（男性、女性）
- ・ 年代：4区分（概ね18歳未満、18～29歳、30～49歳、50歳以上）
- ・ 喫煙状況：2区分（喫煙、非喫煙）

※ 喫煙とは、火のついたたばこ又は加熱式たばこをくわえている、又は所持している状態を示すこととする。

- ・ たばこの種類：2区分（紙巻きたばこ、加熱式たばこ）

※ 「喫煙状況」が「非喫煙」に該当する場合は区分しない。

(2) 散乱物状況調査

各調査地点において、①12：30～13：00、②19：30～20：00の各30分間、付近の一定の範囲（概ね交差点から交差点まで）で歩道上の散乱物を採取し、それぞれ種類別（缶、ビン、ペットボトル、吸い殻、紙製容器包装、紙屑、レジ袋、レジ袋以外の包装、その他）に集計する。

なお、8：00より前から捨てられている散乱物を当日分と区別するため、8：00に調査対象箇所の清掃を行うこと。清掃で集めた散乱物については集計の対象とはしないが、回収した散乱物の写真を撮影し提出すること。

8 集計結果

(1) 調査速報

上記7の調査結果について実施毎に、調査後7日間以内に以下の項目について速報を提出することとする。速報は様式は任意とする。

ア 上記7(1)の区分毎、地点毎、及び時間帯毎の人数

イ 上記7(2)の種類別、地点毎、及び時間帯毎の個数

(2) 業務報告書

平成16年と令和4年から令和7年までの調査結果との比較を図表にまとめ、結果に係る考察を含めた業務報告書を作成する。業務報告書には、当日の清掃作業状況、観測状況、散乱物採取状況、及び集計した散乱物の写真を貼付すること。

業務報告書、図表データ及び写真の電子データについては、電子媒体（CD又はDVD）に記録して提出すること。

なお、過去の報告書、データについては必要に応じて委託者が提供することとし、受託者は事前に過去の報告書及びデータを調査、分析しておくこと。

9 調査体制・安全対策

各調査については、以下のとおり調査体制を確立し、また、安全対策を行い事故等には十分に注意すること。

(1) 事前準備

統括責任者を定め、各現地調査について余裕のある計画を立て、安全面に十分に注意すること。

(2) 関係機関等への連絡

調査を行う際は、受託者の責において、必要に応じて関係機関、事業所等に許可を得ること。

(3) 人員配置

現地調査時における人員配置については別紙のとおり。委託者と事前協議を行い、計数の漏れや重複が生じないように計画すること。

(4) 安全対策

現地調査においては、各調査箇所において現場責任者を明確にし、不測の事態に備えること。また、調査時には腕章を付け、本市が委託した調査業務であることが確認できるようにすること。

(5) その他

調査内容・方法は計画に従って進めるものとするが、問題が生じないよう安全面を重視して調査を行うこと。問題が生じた場合は、統括責任者に必ず連絡を取り、委託者の指示に従って処理すること。

10 提出書類

(1) 受託者は調査実施日毎に、調査後7日間以内に速報を提出すること。様式は任意とする。

(2) 受託者は業務完了後、速やかに次の書類を提出すること。

ア 業務完了届 1部

イ 業務報告書 1部（紙面及び電子データ各1部）

11 その他

(1) 業務遂行にあたって、事前に事業廃棄物課の担当者と打ち合わせを行うこと。

(2) 業務遂行にあたって疑義が生じた場合及び本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ決定する。

(3) 本業務においては、環境負荷の低減に努めること。

ア ごみ減量及びリサイクルに努めること。

イ 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

ウ 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について周知すること。

12 担当

札幌市環境局環境事業部事業廃棄物課（札幌市役所13階北側）

特定廃棄物係 奥山

Tel 211-2927 Fax 218-5105

メールアドレス jigyoaiki@city.sapporo.jp